



通信

145号 2022. 4. 28

公益社団法人 福島原発行動隊

東京都千代田区神田淡路町1-21-7

静和ビル 1階A室 〒101-0063

Tel: 03-3255-5910 Fax: 03-3525-4811

Mail: svcf-admin@svcf.jp Web: http://svcf.jp

【転居された方は事務局(svcf-admin@svcf.jp)まで転居先をお知らせください】

第113回院内集会（オンライン）

●開催日時：2022年4月21日（木）11時～13時

●参加者：いわぶち友 参議院議員（日本共産党）、山崎 誠 衆議院議員（立憲民主党）

北村俊郎（須賀川市で避難生活）、渡部正勝（いわき市で避難生活）、村田弘（南相馬市小高区で被災 横浜市に避難、福島原発かながわ訴訟原告団団長、原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表）、
牧山ひろえ事務所（平澤）

（敬称略、順不同）

●テーマ：大震災/原発事故収束事業と被災者/地の生活/コミュニティの回復

【いわぶち友議員】

- ・被災者ひとりひとりに寄り添うことが必要、その上で地域全体をどうするかを議論すべき。
- ・国と東京電力は加害者としての責任を負うべきだ。

【北村俊郎】

- ・自宅は特定復興再生拠点区域内に入っていない。解除は最悪2029年、少なくともいまから4年かかると聞く。
- ・現在78歳で11年解除を待った、4年経てば82歳で免許更新も悩ましい。
- ・自宅草刈の為に往復4時間の運転をしてきたが、それもきつくなってきた。政治家は「最後のひとりまで」と言うが待てない。
- ・避難指示を解除された区域の人たちには、いろいろと制度やサービスがある。しかし帰還困難区域に閉じ込められているわれわれは、助成をいちばん必要としているのに、何も出来ないままに置かれている。
- ・チェルノブイリの例でもあるが、高齢者は帰還させても良いのではないかと、健康被害を受けることに対する判断は本人次第だ。
- ・除染などは集落・行政区の単位で行って、住めるようにしてほしい。
- ・生活（水、買物）が出来るだけの環境をきちんと整備しなければならない。

【渡部正勝】

- ・きめ細かく線量測定をし、除染の仕方を見直して欲しい。除染をする所、除染をしないで良い所の判別をすべきだ。
- ・政府は帰還を促しているが、ライフラインの整備までをやるのか。行政はただひとりのためにパイプを何kmも引くようなことが出来るのか。

【村田弘】

- ・福島原発かながわ訴訟団代表として避難者のいろいろな話を聞いているが、国の方針は無責任極まりない。
- ・帰還困難区域の線量測定は空間線量だけである。土壌線量を計測しなければならない。
- ・もっときめ細かい計測をすべき。年間20mSV以下が健康被害に本当に大丈夫なのか。
〈一時帰宅の手続きの簡素化について〉

【渡部正勝】

- ・あらかじめ連絡しておくだけで錠を自由に開閉（立入）できるように要望したい。
- ・汚した所はきれいにして返して欲しい。

【北村俊郎】

- ・水曜・木曜はダメ、バスが入域するひとたちがいる日は個人車はダメ、お盆もダメ—そういう制限を撤廃して欲しい。
- ・バスで入域する人がどれだけいるのか、とても疑わしい。情報公開すべきだが、明らかにされない。

〈被災者たちからまとめに一言〉

- ・入域曜日や年間回数の制限の撤廃を申入れたい。
- ・原発事故発生時の10年前と同じ考えではなく、線量測定などやり方・あり方を変えていくべき。
- ・原発被災者の多くは高齢化していて、一時帰宅のための遠路運転も危ない。

- ・ほとんどの人が帰還/帰宅を諦め、公費で自宅を解体してしまっている。実際に帰宅するひとはごくわずか、数パーセントでしかない。
- ・(どのように生活/コミュニティを回復するかの)ビジョンを持って政策を行って欲しい。

院内集会で被災者たちは、帰還困難区域の解除を待つ間のせめてものこととして、一時帰宅に関わる以下の規制緩和を強く主張した。2022/2/16 内閣原子力対策本部に提出された要望書への「追加要望」として提出される。

●要望事項1（帰還困難区域の早期解除）に関連して

「特定復興再生拠点区域外については…2020年代をかけて」というが、既に11年の避難生活を強いられているうえさらに7、8年というのは、特に高齢化している被災/避難者にとってあまりに酷である。実際に帰還をする者は避難生活者の中の数%に過ぎず、帰還希望に応じて線量測定や除染を行わねばならない家屋の数は限られている。「区域外」を画一的に扱って解除の時期を全体として徒に遅らせることなく、帰還希望者それぞれの地域、環境状況に応じて個々に線量測定等を取り急ぎ行い、帰還区域解除を実施して欲しい。

●要望事項2（帰還困難区域解除までの間の一時帰宅に関わる規制緩和）に関連して

帰還困難区域解除を待たねばならない間のせめてもの手立てとして、一時帰宅（一時立ち入り）に関わる制限で被災/避難生活者に不便を与えることのないよう以下の規制緩和を「可能な限り住民の・・・意向に配慮した形で実施」して欲しい。

- ・立ち入り可能時間についての規制を緩和する。特に終わりの時間をあと30分延長する（立ち入り時間は9時から16時となっているが、中継基地での手続きがあるので実質は9時30分から15時30分しか帰還困難区域にいられない）。
- ・一時帰宅の年間回数、曜日や祝祭日の制限を撤廃する。
- ・バスの立ち入り日にはマイカーは入れないとしている制限を撤廃する（バス利用の一時帰宅者は、マイカーの立ち入りを規制が必要なほどには多くない）。

帰還

安藤 博

- ・この春から進む解除

東日本大震災/原発事故から12年目となる今年度、立ち入り禁止の【帰還困難区域】（注1）解除が徐々に進められます。放射能汚染から住民を守るために政府が発令した避難指示に基づき福島県内の東電福島第一原発に近い7市町村（南相馬市、飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町）の計337平方キロ（県土の2.4%）が「帰還する事は困難な区域」に指定され、住民は住みなれた家を追われて避難生活を余儀なくされてきました。この区域に住民登録をしている福島県民は約2万人。その区域のうち、住民の約6割を占める6町村の27.5平方キロが国が集中的に除染やインフラ整備を進める【特定復興再生拠点区域（復興拠点）】（注2）に指定され、この春から避難指示が解除されていくのです。

解除(注3)は、帰還困難区域の8%程度に過ぎません。それでも、破壊された住民/コミュニティの生活を回

復することを通じて原発事故収束を進める大事なステップです。解除後の帰還に備えて「準備宿泊」も行われようとしています。

- ・「区域外」とされて
問題は、「拠点区域外」とされて立入禁止が続く地域です。住民登録をしているひとは約8300人にのぼります。2021年8月31日政府の原子力災害対策本部/復興推進会議は「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を発表しました。「国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」というのですが、これまで11年の避難生活をさせられたうえ「2020年代をかけて」と、つまりこの先さらに長ければ8年も避難生活を続けさせられるということです。被災/避難者に多くは高齢です。一時帰宅のために避難先から長時間の運転をしなければならず、体力/費用の負担は耐え難くなっている、4月21日の行動隊院内集会に参加した福島

被災/避難者のひとは「政府は避難者が死ぬのを待っているのか」と激しい憤りを露わにしていました。

・個々の被災者の実情に応じて

原発事故から既に10年余経っていて、「帰還困難」とされた自宅の放射能汚染度はずっと下がっているのだから直ちに解除するように、また解除を待つ間、自宅保全のために行う一時帰宅は、面倒な手続きをしないで済むよう「自由化」すること等を政府に求める要望書(2022/2/16)が大熊町や富岡町の被災者から提出されています。3月31日に返ってきた「回答」は、避難指示解除について「特定復興再生拠点外については」と様々な地域をひとからげにしたこれまでの方針を記述しただけの“ゼロ回答”でした。避難指示解除は複数の住民の居住地であった「面」(区域)について行われるものです。しかし被災者たちは、個々の被災者/地の実情に応じて直ちに個々に線量測定等を行い個々に解除を進めるようにと、さらに踏み込んだ要望を行おうとしています(『SVCF通信』3月(144)号参照)。

帰還/帰宅しようとしている被災者は、避難生活を送ってきたひとのうち10%程度でしかないことが復興庁の行ったアンケート調査などで示されています。避難生活もすでに10年以上経っていて、避難先のいわき市や郡山市などでの生活になじんでいる、他方、帰還困難区域内に残した自宅の周りの住民は、多くが帰還を諦め住居は解体されて無くなっている、それに上下水道などライフラインは回復していないので、帰っても生活が成り立たない—帰還希望者が実際には極めて少ないのは、帰還しないでもよくなってその意欲が薄れていることと帰還が実際には困難であるからです。帰還希望者が少ないことから勢い「拠点区域外」の線量測定や除染は後回しにされ、避難指示解除は「20年代をかけて」と間延びしたことになるわけでは

・少数でも切実な要望

わたしたち行動隊が住居保全等のため一時帰宅する被災/避難者に同行して除草作業などの支援に当たってきたのは、「実際には極めて少ない」帰還/帰宅希望者たちです。既に放射線量が下がっていて保護のための避難指示を受ける理由がないとする帰宅希望者は、個々の居住地について解除をして欲しいと望んでいます。その要望は少数ながら切実なものです。解除のため線量の低下を確認する線量測定等は、少数であるだけに容易であるはずで、憲法が保障する「居住の自由」を奪っている政府の責任で早期に自宅の避難指示を解除して欲しいと強く望んでいます。

限られた数の被災/避難者の支援を公益団体である行動隊が行うべきなのか、そもそも復興支援など

は行動隊がすることではないという意見の方が行動隊の中にまだあるでしょう。

原発サイトに飛び込み身体を張って廃炉作業に当たるという行動隊発足当初の企図が東電と政府(経済産業省資源エネルギー庁)に阻まれ、団体発足3年ほどで事実上実行不可能であることがはっきりとしてきて「行動隊の使命は終わった。『福島被災者に寄り添う』との美名に隠れて組織温存を図ってはならない」と言って去っていた行動隊員がいました。それなりの見識であったと思います。



川内ヴィンヤードの昼休み。おばちゃんたちは元気がいい。コロナ禍でいまはこの団らんが出来なくなっている。

「ボランティア活動は、詰まるところ自己満足のためだよ」と言ったひともありました、やはり辞めて行った方です。

「自己満足」、言い得て妙かも知れません。自分も「被災者を助けるため」とか「寄り添う」とかと思うことはありません。福島の野山に浸り、同行する行動隊の仲間やアルバイト作業にきている地元の村のおばちゃんたちとの語らいの楽しさ故に、なるべく多く福島に行こうと思っているのが本当のところでは

銘記すべきは、行動隊という団体の行動として全国の団体会員からの会費/寄付金を元に行動していることです。ただの自己満足だけのためなら、福島への交通/宿泊費は自己でまかなうべきものでしょう。

「福島第一原発事故の早期収束を図る」という行動隊発足の目的(定款第4条)に即して、時々福島の実情、現地の要請に叶う行動であるかどうかを、いつも確かめていかねばならないと思っています。

注1【帰還困難区域】

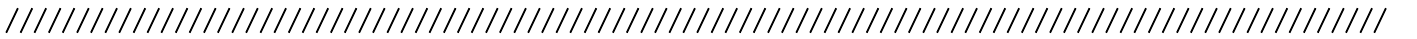
東京電力福島第1原発事故に伴う福島県内の避難指示区域のうち、2012年3月末時点での年間被ばく線量が50ミリシーベルト超とされた区域。7市町村に計約3万3700ヘクタール、原則立ち入り禁止。避難対象住民は約2万4000人にのぼる。区域境界にはバリケードなど物理的防護施設を設け、警察が検問し、住民に避難の徹底を求める。例外的に、住民の一時立入り、主要道路の通過交通、防災など公益を目的とした立入りなどを認めるが、市町村長が発行した通行証が必要で、防護着用や線量計所持を徹底し、個々の被曝(ひばく)線量を測定して健康に害が及ばないようにする必要がある。区域内での宿泊はいつさい認めない。帰還困難区域の住民には、精神的損害に対する賠償として、1人一律1450万円が東京電力から支払われた。区域内の不動産や住宅は「全損」扱いとし、福島第一原発事故前の価格で全額を東京電力が賠償した。ただ長引く避難で精神的苦痛を受けたなどとして、避難住民の東電への訴訟が相次ぎ、賠償額の上乗せを命じる10以上の地裁・高裁判決が出ている。

注2【特定復興再生拠点区域】

帰還困難区域のうち、先行的に居住や農業などの再開をめざす区域。帰還困難区域の住民の一部から根強い帰還希望があったため、2017年に福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)を改正して設置が可能となった。2021年(令和3)時点で、福島県の大葉(ふたば)町、大熊(おおくま)町、浪江(なみえ)町、富岡(とみおか)町、飯館(いいたて)村、葛尾(かつらお)村の6町村で特定復興再生拠点区域の整備計画を認定済みで、2022年春から2023年春までの避難解除をめざしている。認定面積は約2750ヘクタールと帰還困難区域全体の8%にとどまり、帰還者目標数は6町村合計で約8000人と避難住民の約3割にすぎない。

注3【避難指示解除の要件】(平成30年12月21日原子力災害対策本部決定)

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議



川内ワインができました

山田次郎

福島県川内村の高田島ヴィンヤードで昨2021年収穫したブドウから、自前のワイナリーで白ワインがようやく出来上がりました。今回、白ワイン1,200本、ロゼワイン800本が出荷されましたが、既にワイナリー出荷分は売り切れとなり、現地の酒類取扱店の在庫分での購入が可能です。今後は、10月頃に赤ワイン、12月頃にスパークリングワインの出荷となります。

行動隊で一部ご案内をしまして、結果81本の購入を担当することが出来ました。ボトル・ラベルのデザインが素敵です。味わいは如何かと言うと石拾い・防寒対策・草刈・枝剪定・収穫をそれぞれお手伝いさせていただいた者としては、とにかく「美味しい!」の一言につきます。

地元のひとたちと一緒にブドウを育ててきた者として、ご協力に感謝感謝!

大宮の東日本物産館に

山田真帆

ワインに入っていたチラシと同じ!と目にとまりました。試飲もあるそう。



【2022年5月予定】

<院内集会>

26日(木曜)

<事務局連絡会議>

以下の各金曜日10:30から

6、13、20、27

<SVCF通信142号>

30日(月曜)発行

SVCF通信: 第145号 2022年4月28日

